

全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議
(平成27年12月22日開催) 資料についてのQ & A
【vol. 1】

厚生労働省老健局

**全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議
(平成 27 年 12 月 22 日開催) 資料についてのQ & A 【vol.1】**

目 次

- ※ 会議資料の該当ページを各Q & Aの右上に記載しています。
- ※ 掲載している質問以外の質問については、各担当課室より個別にご回答しております
(又は今後ご回答いたします) ので、念のため申し添えます。

○一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策（介護離職ゼロ）について……………	1
○介護離職ゼロと介護保険事業計画の関係等について……………	2
○介護事業の生産性向上について……………	7
○介護サービス情報公表制度の活用等について……………	8
○地域密着型サービスについて……………	9
○介護人材確保について……………	13

※「在宅・施設サービスの整備の加速化について」「介護予防・生活支援拠点の整備等」「介護ロボットの活用について」「特養の建物所有要件に係る規制緩和」に係る質問については、別途回答する予定です。

問 14 介護サービス情報の公表手数料、調査手数料の徴収に関する条例改正の準備のため、介護保険法施行規則第 140 条の 43 の介護サービス情報公表制度の対象サービスの規定に地域密着型通所介護を追加する改正省令の公布時期を示されたい。

(答) 3 月中に公布する予定です。

担当：老健局振興課地域包括ケア推進係（内線 3982）

問 15 介護予防通所介護と一体的に運営されている通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行した場合、事業所の所在地の市町村以外の介護予防通所介護の利用者が、平成 28 年 4 月以降に要支援から要介護に変わった場合も、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるか。

(答)

みなし指定の対象は「通所介護」であることから、事業所の所在地の市町村以外の「介護予防通所介護」の利用者についてはみなし指定の対象にはならず、当該市町村が別途指定を行わなければ当該事業所の地域密着型通所介護の提供を受けることはできません。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

問 16 事業所が所在する市町村以外の市町村によるみなし指定については、平成 28 年 3 月 31 日において当該通所介護事業所を利用している他市町村の被保険者に限り、その効力を有するが、当該他市町村のみなし指定の更新についても、引き続きみなし指定に係る被保険者のみに効力を有することとなるのか。

(答) 貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

問 17 平成 28 年 3 月 31 日に、A 市に所在する通所介護事業所を B 市の被保険者が利用していたことにより、B 市の指定を受けた（当該被保険者に限り効力が及ぶ）とみなされている事業所が、施行後に B 市の別の新たな被保険者が利用するため、平成 28 年 4 月 1 日以降に B 市に対して指定申請をした上で指定を受けた場合、当該事業所の B 市からの指定の有効期間は如何。

(答) 指定の有効期間は、平成 28 年 4 月 1 日以降の指定申請に基づき指定を受けた日から 6 年です。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 18 地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護の運営推進会議については、「複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合には、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。」とされているが、これ以外にまとめて開催することは可能か。

(例) 同一地域の事業所との合同開催など

(答)

- 1 地域密着型通所介護等の運営推進会議については、他の地域密着型サービスと同様、複数の事業所が合同で開催することは、利用者のプライバシーの確保の観点から、原則として、認められないこととし、複数の地域密着型サービスの事業所を併設している場合に限り、まとめて運営推進会議を開催することも可能としています。
- 2 このため、プライバシー確保の観点からは、同一地域の事業所との合同開催など認められません。
- 3 なお、事務負担の軽減を図る趣旨であれば、運営推進会議について、同一地域の事業所との合同開催などによる対応はできないが、市町村の条例（※）で概ね 6 月に 1 回以上としている開催回数を更に緩和することは可能であるので、市町村においては必要に応じてご検討ください。

※ 運営推進会議の開催回数等は、地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定める「参酌すべき基準」である。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 19 指定の有効期限が平成 28 年 3 月 31 日の通所介護事業所については、通所介護事業所として平成 28 年 4 月 1 日付で更新指定を行い、その後、平成 28 年 4 月 1 日付で地域密着型通所介護のみなし指定を受けるという手続きでよいか。

(答) 貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 20 看護職員が本体事業所に従事し、サテライト型事業所と密接かつ適切な連携を図り必要に応じてサテライト型事業所に従事する体制をとっていれば、サービス提供日ごとにサテライト型事業所で従事していなくてもよいか。

(答)

本体事業所とサテライト型事業所が密接かつ適切な連携（事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制）を図った上で、本体事業所に配置される看護職員が、サテライト型事業所にも従事している場合も、サテライト型事業所を含めた利用者の健康状態の確認を行う必要があるため、サービス提供日ごとにサテライト型事業所にも従事する必要があります。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

問 21 生活相談員については、単位ごとではなく事業所への配置となっているが、指定権者の判断により、兼務可能なサテライト型事業所の数の上限を設けることは可能か。また、サテライト型事業所は必ずしも本体と同様の設備が設置されている必要はないとあるが、指定権者の判断により、サテライトに食堂、機能訓練室、静養室、事務室を必須とするなど、一定の要件を課すことは可能か。

(答)

サテライト型事業所は、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、サービスの質の向上等の観点から設置するものであり、既存サービスの状況やサービスの質の担保を踏まえて指定権者の判断により、お尋ねのような条件を付すことも差し支えありません。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)

【通所介護のサテライト型事業所の介護報酬】 P. 81

問 22 サテライト型事業所において通所介護を行う時間帯を通じて認知症介護実践者研修等修了者・看護職員が配置されていない場合も、本体事業所において通所介護を行う時間帯を通じて認知症介護実践者研修等修了者・看護職員が配置され、事業所全体で他の算定要件を満たしていれば、本体事業所においては中重度者ケア体制加算・認知症加算を算定できると考えてよいか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係 (内線 3987)